

〔NTTコミュニケーションズ〕

前回の貴研究会でのパブリックコメント募集に際し、弊社より「電気通信事業における提供義務や接続義務が細かく規制され、またコンピュータOSによる市場支配力を有する事業者が他のレイヤにも進出する現状においては、回線設備を所有していることによる競争優位性は存在しないにも拘わらず、あたかも優位性があるかのような認識に基づいて、電気通信設備を設置する電気通信事業者に片面的に特別の規制を課して自由な競争を歪めるような規制を検討することを避けて頂くよう要望します。」との意見を提出したところですが、IP化の進展等に伴う規制の在り方を検討する際も留意すべき点であると考え、改めて弊社意見を下記の通り提出させていただきます。

1. 電気通信市場の現状

(1) 電気通信設備を保有することの意味の変化

昭和60年の通信自由化当時は、他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する制度等が十分整備されておらず、他事業者との接続が法により義務化されていない状況では、設備の構築が収益確保のために必要であり、電気通信設備を所有することは競争上優位であったとも言えます。

また、市場における主なサービスは電話であり、技術革新も現在ほど急激でなく、電気通信事業者はそれぞれの予測に基づき設備投資をすることで収益を確保することも可能でした。

しかし、その後、接続義務のルール化、ネットワーク構築方法の多様化（IRU、約款ベースでの調達、卸役務、ダークファイバ等）、接続料金の低廉化等により、必ずしも自己のサービスを提供する全ての区間において自ら電気通信設備を所有することなく全国規模でのサービス提供が可能となっており、電気通信設備を所有することによる競争優位性は著しく低下しています。

更に、主として電話サービスのために構築してきた銅線のxDSLへの利用、一方でISDN利用回線減少等、技術革新・サービス革新のスピードアップにより、投資リスクは以前に比べ大きくなったと考えます。

これまで電話という社会的に大きな使命を担ったサービスを自ら設備を構築して提供してきた事業者は、今、その電話に係る設備について負の資産となることを最小限に止める努力を強いられることになると言えます。同様に、現在需要の多いサービスのために自ら設備を構築する事業者は今後の技術革新・サービス革新の結果、投資を回収できなくなるリスクを常に抱えていることとなります。

(2) IP市場においてはボトルネック性を有し得る要素は多様

IP市場においては、多様なビジネスモデルが出現しており、支配的な地位を占め得る要素は必ずしも設備だけではなく、コンピュータOS、アプリケーション、端末、コンテンツと様々な要素が考えられるため、設備を所有することのみに起因して片面的に規制を課すことのないよう要望します。

2．今後の競争促進策

このように、電話網からIP網に移行する中で制度やビジネスモデル等の市場環境が大きく変化したことにより、今後の競争政策も、従来の電話に着目した競争政策における考え方とは大きく変わらざるを得ないと考えます。

電気通信設備を所有することに起因する過度の規制は、今後更に新技術・新サービスを開発しようとする既存事業者の投資インセンティブを削ぐことになるとともに、新規参入事業者に対しては自ら設備投資を行う意欲を減退させ、設備ベースの競争の進展は望めません。

およそ市場における事業活動は自由が原則であって、市場の公正を保つのに問題がある場合に限り例外的に規制されるものと考えられますが、電気通信事業者が設備を保有することは、上述のとおり既にその優位性を失っていることから、設備に着目し、投資リスクを抱えて設備を構築する電気通信事業者のみに片面的に規制を課すことになる次のような規制は、却ってこれらの事業者に過度な負担を強いるものであるため、特にIP化の進展における規制の在り方を検討する際課すことのないようにして頂きたいと考えます。

- ・サービス提供に係る規制（料金・約款の届出）
- ・卸・小売の分離（構造的分離だけでなく、会計の整理等、論理的分離も含む）